

横須賀市報

号外第9号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和7年第4号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年4月25日

横須賀市監査委員	鷹野加裕子
同	井上東
同	関澤敏行
同	高橋英昭

経営企画部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年1月16日から同年3月28日まで

3 監査の対象及び範囲

経営企画部の所管に属する令和6年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 契約に関する事務

契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管部長等又は主管課長等に報告しなければ

ならないとされているが、FM放送番組制作委託（4月分）に係る完了検査において、検査書による報告がされていなかったもので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（広報課）

総務部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年1月16日から同年3月28日まで

3 監査の対象及び範囲

総務部の所管に属する令和6年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 収入に関する事務

専決規程によると、国・県支出金の交付決定は部長の専決事項とされて

いるが、令和6年度神奈川県市町村移譲事務交付金（令和6年6月交付分）の交付決定について、総務部長及び財務課長への報告にかかる起案及び決裁がなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（総務課）

(2) 契約に関する事務

「本庁舎電話交換装置保守管理業務委託」の予算執行伺について、当該案件の随意契約理由書及び仕様書を添付せず、別案件の同理由書等を添付したまま部長まで回議し、決裁を受けていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（総務課）

(3) 財産管理に関する事務

ア 物品会計規則によると、郵便切手、はがき、レターパック等又は収入印紙の管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿（第1号様式）により受払いを明らかにしておかなければならないとされている。

郵便切手の管理において、所属長の確認欄が設けられていない任意の物品受払簿を使用していた。

また、保有枚数と物品受払簿の残数が一致しないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（総務課）

イ 物品会計規則によると、郵便切手、はがき、レターパック等又は収入印紙の管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿（第1号様式）により受払いを明らかにしておかなければならないとされている。

郵便切手の管理において、郵便切手等の保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、所属長の確認欄が設けられていない任意の物品受払簿を使用していたため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（人事課）

文化スポーツ観光部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年1月16日から同年3月28日まで

3 監査の対象及び範囲

文化スポーツ観光部の所管に属する令和6年4月1日から同年11月30日まで
に執行された財務に関する事務

(1) 予算の執行に関する事務

(2) 収入に関する事務

(3) 支出に関する事務

(4) 契約に関する事務

(5) 財産管理に関する事務

(6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

(1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。

(2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。

(3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。

(4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。

(5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 支出に関する事務

ア 令和6年度横須賀市社会体育団体等補助金（鶴久保学区体育振興会補助金）の請求書について、補助金の交付決定よりも前の請求年月日が記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（スポーツ振興課）

イ 令和6年度商店街プレミアム商品券事業補助金（久里浜商店会協同組合）の請求書について、補助金の交付決定よりも前の請求年月日が記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（商業振興課）

（2）契約に関する事務

ア 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管課長等に報告しなければならないとされているが、「横須賀美術館 有人警備及び駐車場管理業務（長期継続契約：令和5年12月1日～令和8年9月30日）」にかかる完了検査（令和6年4月～10月分）において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（美術館運営課）

イ 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管課長等に報告しなければならないとされているが、「横須賀美術館 清掃業務委託（長期継続契約：2022年10月1日～2025年9月30日）」にかかる完了検査（令和6年4月～10月分）において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（美術館運営課）

ウ 横須賀美術館受付展示監視業務委託の支出負担行為に添付されていた見積書について、有効期限が過ぎていた。これについては、前回（令和4年度）及び前々回（令和3年度：教育委員会）の定期監査においても、同様の注意事項となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（美術館運営課）

（3）財産管理に関する事務

予算決算及び会計規則によると、前渡金取扱者が資金前渡を受けたときは、確実な方法をもってこれを保管しなければならないと規定されているが、有料道路通行料及び駐車場使用料の前渡金の管理において、資金前渡

受払簿残高と現金残高との照合を行っていなかったため、資金前渡受払簿残高と現金残高がいずれも一致していなかった。今後は資金前渡受払簿残高と現金残高との照合を行い、適正な管理に改められたい。

（観光課）

市議会議会局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年1月16日から同年3月28日まで

3 監査の対象及び範囲

市議会議会局の所管に属する令和6年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、関澤敏行委員及び高橋英昭委員は除斥とした。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、資金前渡により行われた全国市議会議長会基地協議会関東部会正副会長・監事・相談役会議における出席者負担金の支出について、令和6年7月30日に用務が終了したものの、令和7年2月12日に行われた定期監査の現金の調査の時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったもので、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）

イ 政務活動費の支出に関し会派から提出された政務活動費収支報告書について、プロジェクター及びノートパソコンの支出項目が誤って資料購入費として計上されていたので、市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）

ウ 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、自家用車使用による交通費に係る証拠書類（運行記録簿）に走行距離は記載されていたものの、行き先が記載されていないものがあったので、市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）